

第2回 消防機関における新型インフルエンザ対策検討会 議事録

日 時：平成20年7月31日（木）10時00分～12時00分

場 所：三番町共用会議所 大会議室

議事概要：

1 開会等

（1）座長の挨拶

（座長）

- ・ 消防機関が新型インフルエンザに備えて業務継続計画を策定することは、大変重要なことと捉えており、第1回検討会后、委員の方からも興味深い取組みであるとの話があった。

（2）岡部委員より2008年7月30日に行なわれた「新型インフルエンザ専門家会議」のご報告

（感染症研究所感染症情報センター 岡部委員）

- ・ 専門家会議で「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン（改定案）」について議論した。このガイドラインには、業務継続計画を考える上で必要な具体的な状況想定を盛り込んでいる。
- ・ 罹患率25%について、見直すことを決めたとの報道があったが、今後も議論を続けていく必要があるとの見解が正しい。イギリスでは50%、アメリカでは30%を想定しており、また、マダガスカル島の住民が誰も免疫を持たない香港インフルエンザが蔓延したときは、発症率は60%であったなど、議論の余地が大きい。

（座長）

- ・ 数字が一人歩きしないような配慮は必要である。中間とりまとめ（案）に新型インフルエンザ流行時の救急搬送の需要増について記載しているが、数字そのものでなく、業務継続計画の必要性を訴えるメッセージにつなげることが大切。

2 議事

（1）第1回消防機関における新型インフルエンザ検討会の概要

事務局より「第1回消防機関における新型インフルエンザ検討会の概要」について報告。

（2）消防機関における業務継続計画ガイドラインの策定にむけてー1

事務局より「消防機関における新型インフルエンザ対策中間取りまとめ（案）」（1 消防機関における事業継続ガイドラインの策定にむけて（1）（2）（3））について報告。

委員からの主な意見は下記のとおり。

(日本災害情報学会事務局長 川端委員)

- ・ 地震の BCP を考えるときは、出勤できない職員が相当数いることを前提に計画を立案する。新型インフルエンザにおいて、消防職員がある程度出勤できないことを前提とするのか。

(座長)

- ・ 中間取りまとめ(案)に「業務継続の基本方針」として、「消防機関内で新型インフルエンザが流行した場合の業務・人員体制についても予め立案しておく」と定性的な記載はある。

(感染症研究所感染症情報センター 岡部委員)

- ・ 参考であるが、「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン(改定案)」は一般の事業者ではフェーズ6では40%の欠勤率を想定したほうが良いと記載している。しかしこの40%という数字に明瞭な根拠があるわけではない。
- ・ 同ガイドラインでは、一般の事業者に対して、流行期には具合が悪いときは積極的に休むことを推奨している。

(事務局)

- ・ 消防機関向けのガイドラインに職員の欠勤率の想定を載せるかどうかは、新型インフルエンザ専門家会議における今後の議論を踏まえ検討したい。
- ・ 職員の発症だけでなく、通勤方法や家族構成も出勤率に影響を与えると思われ、各消防本部に予め把握しておくことを要請する予定である。

(事務局)

- ・ (3)の優先継続業務の選定の表について、今回は優先度ごとに業務を整理したが、消防本部によっては第1回検討会で提示した業務内容ごとに整理した表も参考になると思われるので、両方の表を併記することとしたい。

(東京消防庁 野口委員)

- ・ 資料中に「縮小・停止する業務に普段従事している職員は、救急業務の強化(代替)要員とする」とあるが、救急業務に限って代替要員を確保すると誤解を招く。どのような業務に要員を振り分けるかは、各本部に任せた方がよいであろう。
- ・ 職員の教育啓発は非常に重要であるので、強調して記述すべきである。教育啓発すべきこととして、日頃の職務・生活においてとるべき感染予防策と、感染者を救急搬送する際の防護策と2通りがある。

(3) 消防機関における業務継続計画ガイドラインの策定にむけてー2

事務局より「消防機関における新型インフルエンザ対策中間取りまとめ(案)」(1 消防機関における事業継続ガイドラインの策定にむけて (4)) について報告。

委員からの主な意見は下記のとおり。

(東京消防庁 野口委員)

- ・ 資料中の勤務体制(例)の表について、各消防本部は召集計画を持っているので、消防本部ごとに召集計画を参考にして立案すれば済むのではないかと。
- ・ 資料中の「休校による共働き世帯の出勤への影響」、「家族に関する支障」等、家族を理由に欠勤することは、一般企業では分かるが消防機関にはすぐわないのではないかと。

(感染症研究所感染症情報センター 岡部委員)

- ・ 感染予防対策としては、集団として集めることはできるだけ避けなければならない。そのため、保育園や学校は閉鎖する可能性が高いと考えている。そのため、小さい子どもを持つ家庭は、学校へいかない子どもへの対応を検討する必要がある。医療機関でも看護師等の出勤について、問題となる場所である。

(座長)

- ・ 資料中、「業務継続計画策定のため早急に検討・準備すべき事項」の☑欄は大項目だけでなく、具体的な小項目にも設けた方が使いやすいのでは。網羅的なものでなく、例示であることを断れば良い。

(福岡市消防局 福嶋様)

- ・ 「検討・準備すべき事項」は、例示であれば、なるべく詳細に示してもらいたい。
- ・ 119番通報が殺到すると予想される。救急出場するのか、発熱相談センターを紹介するのか、通報受信時に判断できる基準があるとよい。

(座長)

- ・ パンデミックのある時期から、119番通報を受けても救急搬送がほとんど実施できない状況になると考えられる。現在、通報受信時に救急出場のトリアージ(新型インフルエンザに限ったものでない)を行っているのは、横浜市消防だけと聞いている。

(感染症研究所感染症情報センター 岡部委員)

- ・ アメリカでは、新型インフルエンザの疑いが出た場合、できるだけ医療機関に行かず、あらかじめ渡した抗インフルエンザ薬を予防薬として服用し自宅で経過を見守ることを考えている。

- ・ パンデミック期、新型インフルエンザの疑いのある者が全員、医療機関に訪れると外来がパンクしてしまう。また呼吸困難などの重症者は病院に運ぶとして、その他の者は自宅療養という考え方もあろう。

(茨城県保健福祉部 青山充委員)

- ・ 茨城県では、新型インフルエンザ発生時、本庁と保健所に専用の電話相談窓口を開設する予定である（本庁は24時間、保健所は就業時間内）。近々、マスコミと勉強会を始める予定であり、まずはこの相談窓口で電話してもらいたい。
- ・ 各消防本部においても、相談窓口等について、衛生主管部局とよく打合せをすることを勧めたい。

(事務局)

- ・ 各委員からのご意見を踏まえ、中間とりまとめ（案）の記述を見直したい。

(4) 新型インフルエンザ発生時における救急搬送体制のあり方について

事務局より「消防機関における新型インフルエンザ対策中間取りまとめ(案)」(2 新型インフルエンザ発生時における救急搬送体制のあり方について) について報告。

厚生労働省より「職場における感染リスクに応じた感染予防・予防対策と保護具」について報告。補足説明は以下の通り。

(厚生労働省)

- ・ 表自体は新しいものではなく、今までの保護具に関する指針をリスクごとに整理したものである。
- ・ 「感染が拡大しフェーズが進むにつれ、必然性が薄れると考えられる」はパンデミック時において、感染力等が判明した段階で、現実的には国内発生初期段階より使用する保護具のレベルが低下することになる可能性がある、という意味である。

委員からの主な意見は下記のとおり。

(座長)

- ・ 各消防本部では救急隊が速乾性手指消毒薬を携行しているか。
→出席していた各消防本部では手指消毒薬を携行していた。
- ・ 手袋をはずしたら手を洗うことは原則であるが、救急搬送中は手洗いができないこともあり、そのときは手指消毒薬を使用するのではないかな。

(事務局)

- ・ 資料中、「手指消毒」を「手洗い」に修正する。

(大阪市消防局 平島委員代理)

- ・ 資料中、「搬送先の決定」の中で「衛生主管部局に指示を受ける」とあるが、毎回連絡を取り、指示をうけることは現実的ではない。

(国立感染症研究所 岡部委員)

- ・ フェーズの推移によって受け入れる医療機関が異なってくるであろう。消防本部が、その時点での受け入れ医療機関をあらかじめ把握しておけばよいのではないか。

(座長)

- ・ 「フェーズごとの受け入れ医療機関について、衛生主管部局とあらかじめ協議をしておく」というように表現を改めると良い。

(大阪市消防局 平島委員代理)

- ・ 資料中、「アイソレータの使用」の記述では、必要な場合もあるように受け取れ、誤解が生じるのではないか。

(事務局)

- ・ 誤解ないよう記述を見直したい。

(5) 今後の方向性及びスケジュールについて

事務局より今後の方向性およびスケジュールについて連絡。

(事務局)

- ・ 「中間取りまとめ」は本日の議論を受けて修正を行い、8月末迄に各消防機関へ通知したい。最終案の判断は、座長あずかりとさせていただきたい。
- ・ 年内にあと2回程度検討会を行い、「業務継続ガイドライン」をとりまとめていきたい。

委員からの主な意見は下記のとおり。

(座長)

- ・ 各消防本部では「中間とりまとめ」や「業務継続ガイドライン」を受けて準備を進めると思うが、消防本部だけでは解決できない課題も生じてくると思われる（例：パンデミック時の車両の燃料の確保）。その場合は、消防庁が各本部の要望を吸い上げ、関係省庁と協議し解決を図って欲しい。

(事務局)

- ・ 例えば燃料確保は、地震災害でも課題となっており、関係省庁間で議論を行っているところである。

(大阪市消防局 平島委員代理)

- ・ 資料中の人員計画例では、救急業務を優先し、消火・救助業務の人員を減らす例を示しているが、消防本部によって状況が異なるので幅を持たせた表現にすべき。

(東京消防庁 野口委員)

- ・ 人員計画の作成は各消防本部とも日頃から実施していることなので、「中間とりまとめ」では考え方だけを示し、具体は各本部に任せてはどうか。こうした人員計画例を提示すると推奨例と誤解されてしまう。

(事務局)

- ・ 例示ではなく文章で表現する等、見直したい。

(座長)

- ・ 「中間取りまとめ」を提示した後、消防庁で各消防本部の取組み状況を調査することを予定しているか。

(事務局)

- ・ 「中間取りまとめ」では考えていないが、最終の「ガイドライン」を提示した後、各消防本部における取組み状況を把握する予定である。

(6) 今後の方向性及びスケジュールについて

(事務局)

- ・ 本日の議論を反映した「中間とりまとめ(案)」を、各委員にメール送付するので、再度意見・検討をお願いしたい。次回の検討会の日程調整はまた追って行なう。

以上